

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱

1 目的

地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）は、求職者、学生実習生、インターンシップ参加者その他就職活動等を行う者（以下「求職者等」という。）が安心して採用選考、病院見学、実習その他の活動を行うことができる環境を確保するため、この要綱を定める。

法人は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメント行為も許さず、その防止に向けて適切に対応する。

2 適用対象

この要綱の対象者は次のとおりとする。

- ・ 採用試験応募者
- ・ 病院見学者
- ・ 看護実習生、薬学実習生、臨床実習生等
- ・ インターンシップ参加者
- ・ その他法人において職業選択に資する活動を行う者

また、この要綱は法人の全役職員（非常勤職員、派遣労働者を含む）が遵守しなければならない。

なお、法人は、業務委託により業務に従事する者に対してもこの要綱を順守させるよう業務委託事業者へ協力を求めることとする。

3 禁止行為

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ・ 身体への不要な接触
- ・ 性的事実関係の質問、性的な冗談・からかい
- ・ 食事・飲酒等への執拗な誘い
- ・ 個室で不必要に二人きりの状況を作る
- ・ SNS、メール等による私的又は性的な連絡
- ・ 性的な内容のポスター・画像・動画を見せる
- ・ その他、相手が不快と感じる性的言動

(2) その他のハラスメント

- ・ 威圧的な言動（怒鳴る、人格否定等）
- ・ 実習生・見学者に業務をさせる（雑務の強制）
- ・ 過度な拘束（長時間・不要な待機等）
- ・ その他、就職活動等を害する言動

4 面接及び実習指導等における留意事項

採用担当者、面接官、実習指導者等は次の事項を遵守する。

- ・ 応募者に対し性別を理由とした不適切な評価を行わないこと。
- ・ 業務目的外の個人的連絡を行わないこと。
- ・ 求職者等との面談は可能な限りオープンスペース又は複数職員で対応すること。
- ・ SNS 等による私的交流は行わないこと。

5 相談窓口

法人は、求職者等からの相談に適切に対応するため、次の相談窓口を設置する。

- ・ 地方独立行政法人広島県立病院機構 法人本部 総務課
TEL：082-962-1739 Mail：sekuhara-soudan (at) hpho.jp ※(at) は @ に置き換える。
- ・ 地方独立行政法人広島県立病院機構 県立広島病院 総務課
TEL：082-254-1818
- ・ 地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院 総務課
TEL：0846-45-0055
- ・ 地方独立行政法人広島県立病院機構 県立二葉の里病院 総務課
TEL：082-262-1171

相談は本人のほか、家族、学校関係者等からも受け付ける。

6 相談者等の保護

法人は、相談者、被害を受けたとされる者、相談に関する事実確認に協力した者及び行為者として申告された者のプライバシーを保護するとともに、相談、申告又は事実関係の確認への協力を理由として不利益な取扱いを行わない。

7 発生時の対応

法人は、相談又は申告があった場合、速やかに事実確認を行い、必要に応じて次の措置を講ずる。

- ・ 被害者への配慮及び保護
- ・ 関係者へのヒアリング
- ・ 行為者への指導又は懲戒処分
- ・ 再発防止策の実施

8 周知及び啓発

法人は、この要綱を全職員に周知するとともに、採用面接、病院見学及び実習指導等に関わる職員に対し、必要な啓発に努める。

9 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。